

少年からの Signal from the young シグナル



令和8年 警察庁

INDEX

I 少年非行と犯罪被害の情勢

1. 少年の非行

①非行少年	1
②不良行為少年	1
③犯罪に加担する少年	1
④少年の薬物乱用	2

2. 児童虐待

3

3. 子供の性被害

4

II 少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組

1. 警察の体制及び関係機関との連携

5

2. 警察における主な取組

6

少年事件手続きの流れ（概要）

7-8

ヤングテレホンコーナー

裏表紙

1 | 少年の非行

1 非行少年

令和7年中の刑法犯少年の検挙人員は2万4,416人と、戦後最少であった令和3年から4年連続で増加し、平成30年と同水準となっています（図1）。刑法犯少年の再犯者率は依然として3割を超えています（図2）。

2 不良行為少年

飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為で補導された少年は、令和4年まで11年連続で減少した後、令和5年から2年続けて増加に転じましたが、令和7年中は31万7,221人となり、再び減少しました。行為態様別では、喫煙（11万6,242人）と深夜はいかい（14万8,369人）で全体の約8割を占めています（図3）。

3 犯罪に加担する少年

令和7年中にSNS型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺（以下、「特殊詐欺」という。）で検挙された少年は482人と、前年に比べ増加し、特殊詐欺で検挙された約5人に1人が少年であり、これら少年の多くが「犯罪実行者募集情報」に応募するなどして、犯罪に加担している実態が依然として見受けられます（図4）。

警察では、少年が事の重大性を十分に認識することなく、安易な考えから特殊詐欺や強盗等の犯罪に加担してしまうことのないよう、非行防止教室等を通じて、犯行グループによる犯罪実行役の募集の実態や危険性、悪質性について、検挙事例等を変え、具体的に情報発信するなど、少年等の心に響く広報啓発等の取組を強化しています。



図1 刑法犯少年の検挙人員等の推移（平成28年～令和7年）

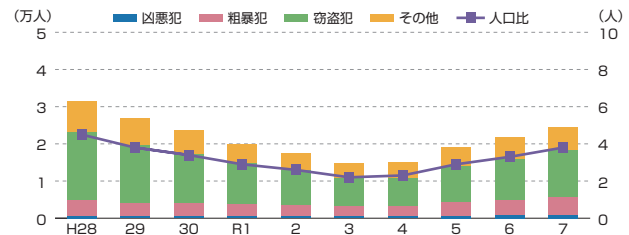


図2 刑法犯少年の再犯者数等の推移（平成28年～令和7年）

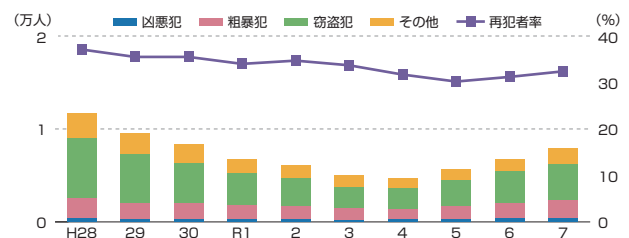


図3 不良行為少年の補導人員の推移（平成28年～令和7年）

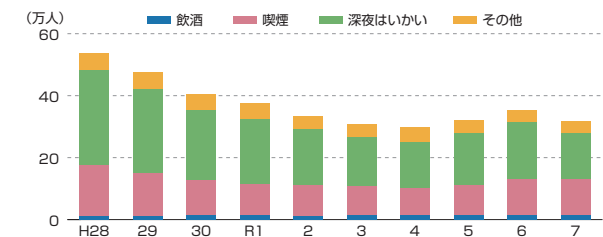
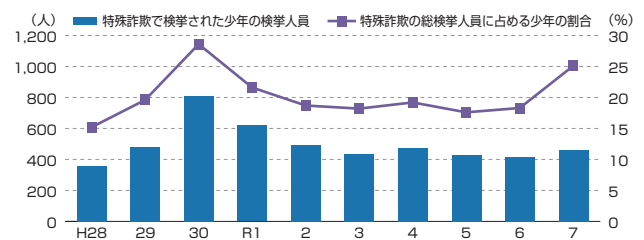


図4 特殊詐欺で検挙された少年の検挙人員等の推移（平成28年～令和7年）



※SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙人員については令和6年から計上

※SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙人員には、犯罪収益が同詐欺に由来する組織的犯罪処罰法違反を含む。

※特殊詐欺：被害者に電話やSNS等を通じて、対面することなく信頼させ又は関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）

4 少年の薬物乱用

大麻や覚醒剤等の薬物乱用が少年にまで広がる中、令和7年中に大麻事犯で検挙された少年の数は1,373人と、過去最多となりました（図5）。大麻事犯で検挙された少年を年齢別でみると、15歳を境に検挙人員が多くなり、16歳及び17歳では高校生が半数近くを占めている実態があります（図6、図7）。

少年が身近な環境に影響を受け、安易な考えの下、享乐的に大麻を使用する傾向にある中、警察では、特に生活環境の変化の大きい高校生をターゲットとした進学後早い段階での薬物乱用防止教室の開催等、新入生に対する大麻乱用防止対策を強化しています。

図5 覚醒剤、大麻等で検挙された少年の検挙人員の推移
(平成28年～令和7年)

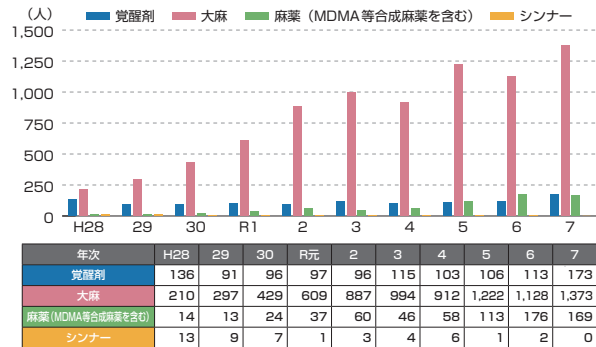


図6 大麻事犯に係る20歳未満の年齢別検挙人員
(平成28年～令和7年)

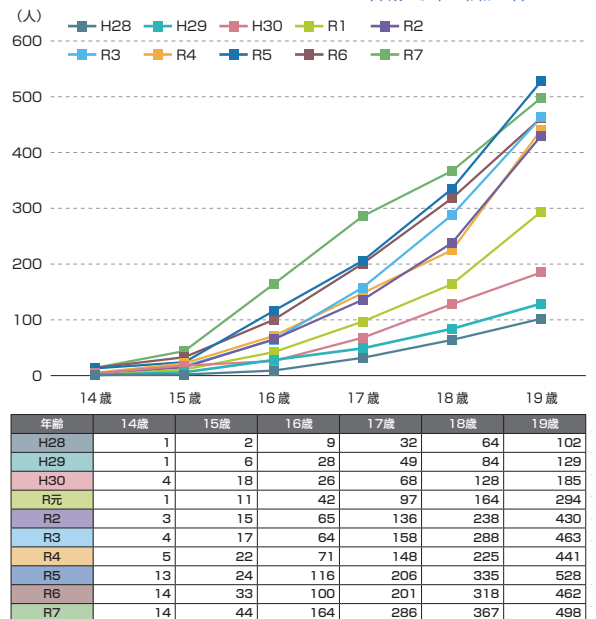
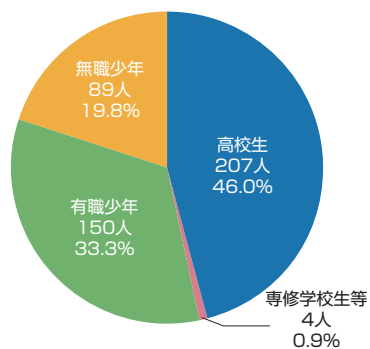


図7 16歳及び17歳の学識別検挙人員 (令和7年)



★ 大麻乱用者の実態

友人・知人や、インターネット等からの「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」等の誤った情報をうのみにして、好奇心・興味本位、その場の雰囲気等の動機で大麻に手を出していることが多くなっています。また、大麻を初めて使用したきっかけは、「誘われて（唆されて）」が約6割を占めます（図8～10）。

図8 大麻に対する危険(有害)性を軽視する情報源

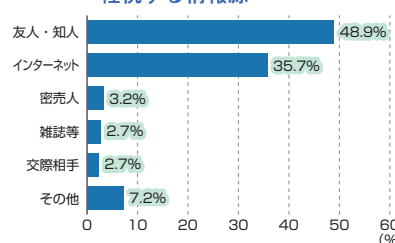


図9 大麻を初めて使用した動機

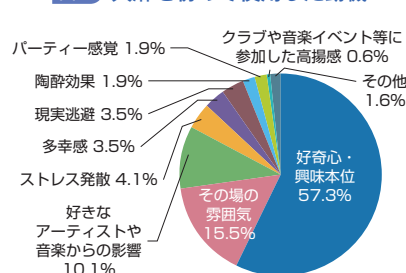
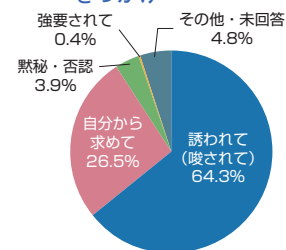


図10 大麻を初めて使用したきっかけ



※大麻乱用者の実態については、令和7年の一定時期に麻薬及び向精神薬取締法違反（大麻単純所持又は単純施用）で検挙された者について、捜査過程で明らかとなった各事項を取りまとめた実態調査結果に基づくものです。なお、「大麻に対する危険（有害）性を軽視する情報源」（図8）、「大麻を初めて使用した動機及びきっかけ」（図9、図10）は犯行時の年齢が20歳未満の者について取りまとめたものです。

2 | 児童虐待

令和7年中の児童虐待事件の検挙件数は2,592件と過去最多であった前年より僅かに減少し、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は12万2,588人と、前年より増加しており、依然として高い水準で推移しています（図11、図12）。

また、態様別でみると、児童虐待事件の検挙件数は身体的虐待が2,094件と最も多く、次いで性的虐待が400件となっており、通告児童数は、心理的虐待が9万1,492人と最も多く、次いで身体的虐待が2万538人となっています（図11、図12）。

警察では、児童虐待が疑われる事案を認知した場合において、児童の安全を直接確認し、児童相談所への通告や児童相談所をはじめとする関係機関への情報提供を徹底するとともに、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うなど、児童の安全確保を最優先とした対応を行っています。

図11 児童虐待事件の検挙件数等の推移（平成28年～令和7年）

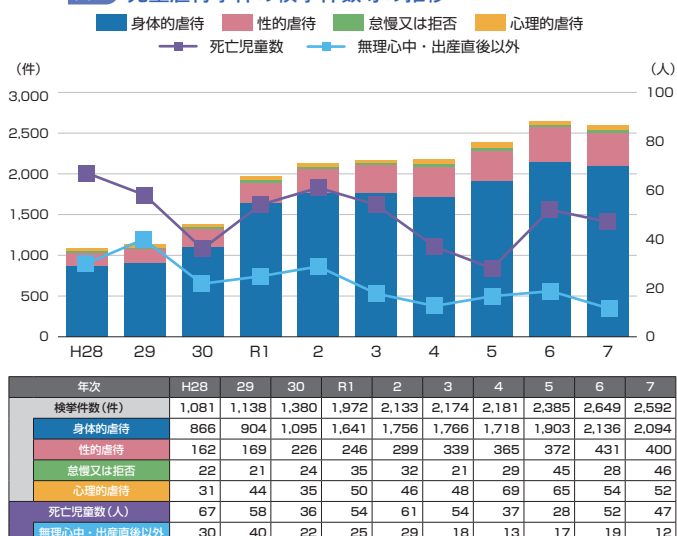
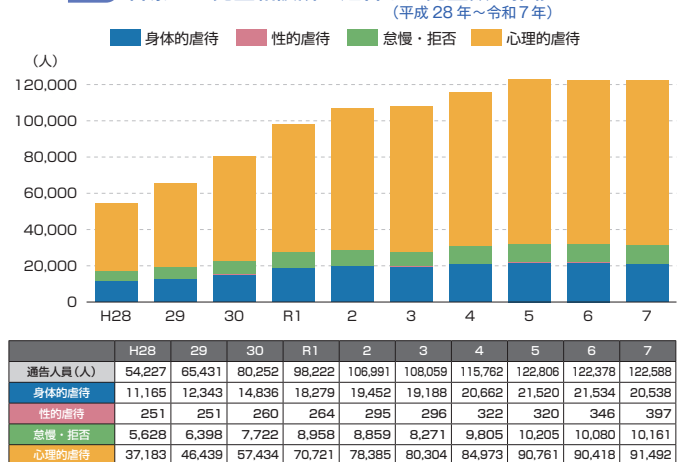


図12 警察から児童相談所に通告した児童数の推移（平成28年～令和7年）



児童虐待の類型

◆ 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること



◆ 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること



◆ 怠慢又は拒否

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること



◆ 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



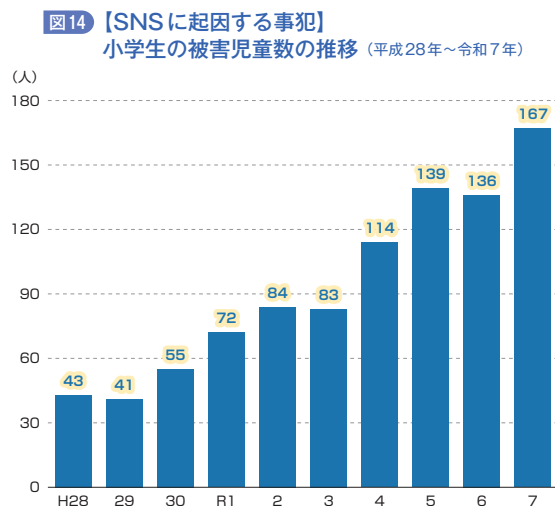
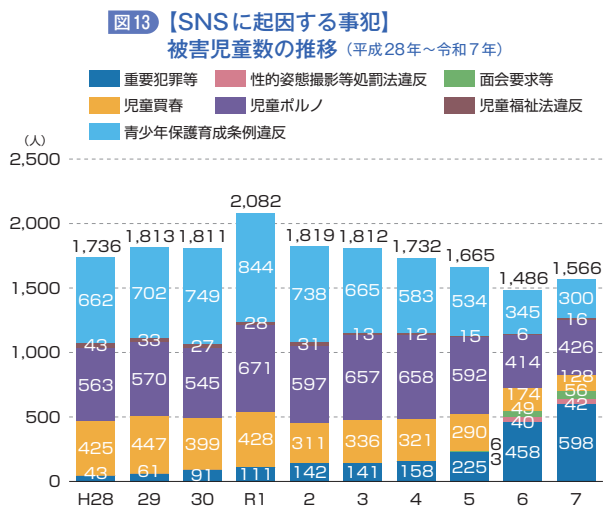
3 | 子供の性被害

被害児童の実態

令和7年中のSNSに起因する事犯^{*1}の被害児童数は、依然として高い水準で推移しています（図13）。また、被害児童に占める小学生の割合は過去10年で最多となっており、この要因としては、低年齢児童にスマートフォン・SNSの利用が広がったことに加え、フィルタリングを含めたペアレンタルコントロール機能の活用が十分でない^{*2}ことが考えられます（図14）。

※1 SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった性犯罪等の事犯

※2 SNSに起因する事犯において、フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち約9割がフィルタリング未実施



実際にこのような被害が起きています

●A男（小学生10歳代）は、オンラインゲームで
 女儿を装った男と知り合い、同男からSNSのトーク機能を利用して性的画像を要求され送信した。

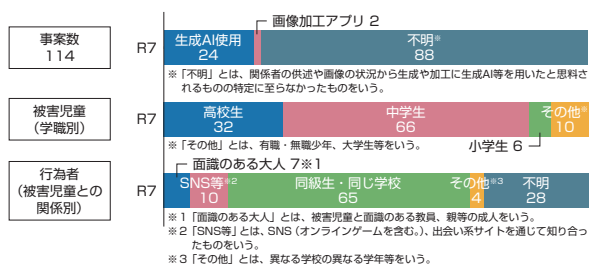
●B女（中学生10歳代）は、SNSで知り合った男
 から現金を渡す約束をされ、駐車中の自動車内において性交等させられた。

児童の画像を生成AI等により性的に加工し悪用した事案

令和7年中に警察が把握した生成AIやその他の画像加工アプリ等を悪用して児童の性的画像を作成した事案の取扱い事案数は114件でした。被害児童については、中高生が全体の約9割を占め、被害児童と行為者の関係性については、教員と生徒等のような面識のある大人が7件あったほか、同じ学校、同級生が約6割を占めました。警察では、事案の内容に応じて刑法や児童買春・児童ポルノ禁止法等での検挙や指導警告等を実施しています。



図15 児童の画像を生成AI等により性的に加工し悪用した事案



Ⅱ

少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組

1 | 警察の体制及び関係機関との連携

◆少年サポートセンター

全国の都道府県警察では、少年サポートセンターを設置し、少年問題に関する専門的な知識・技能を有する少年補導職員を中心に、学校、児童相談所等関係機関やその他団体と連携し、街頭補導活動、少年相談活動、継続補導・立ち直り支援活動、被害少年への支援活動、広報啓発活動等を行っています。

◆少年警察ボランティア

全国の都道府県警察では少年警察ボランティア（少年補導員、少年警察協助力員、少年指導委員）を委嘱しており、警察職員と協力して少年の健全育成のための活動を推進しています。

また、大学生を中心とした学生ボランティアは、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性をいかし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいます。

◆スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。

◆警察と学校等との連携

警察と教育委員会等の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する「学校警察連絡制度」が、全ての都道府県で運用されています。

また、警察署の管轄区域や市区町村の区域等を単位とした「学校警察連絡協議会」を設置して、学校と警察で情報交換を行っています。

◆少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から構成される少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っています。

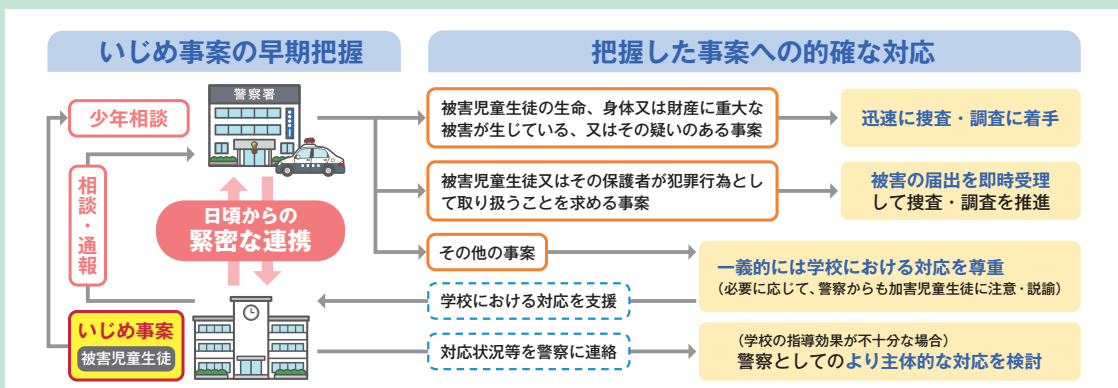


学校におけるいじめ問題への対応

警察では、いじめ事案の早期発見に努めるとともに、把握した事案については、被害児童生徒及び保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、的確に対応しています。

基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、事案の悪質性、重大性及び緊急性、被害児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



2 | 警察における主な取組

◆街頭補導活動

少年のたまり場となりやすい繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や飲酒、深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行っています。

◆被害少年への支援活動

犯罪等の被害を受けた少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、専門的な知識を有する少年補導職員等が、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を行っています。

◆広報啓発活動

少年の非行・犯罪被害防止や少年相談活動の促進等を図るため、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を実施するなど様々な機会を通じて情報発信しています。

◆継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談活動や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて継続的な指導や助言、カウンセリング等を行う継続補導を実施しています。

また、問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から連絡し、専門的な機関との協働による活動も念頭に、継続的に声を掛けるほか、体験活動、学習・就労の支援等を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。

◆少年相談活動

少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩みや困りごとについて、専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を中心に、面接や電話、メール等で相談に応じ、指導・助言を行っています。

また、全国の都道府県警察では、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話やメールによる相談窓口を開設しています（裏表紙参照）。

◆少年の居場所づくり

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験や料理体験等の体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を推進しています。

立ち直り支援活動の事例

農業体験



日常では経験できない農業を協力して行うことで、少年たちとのコミュニケーションを図ります。

スポーツ活動



チームワークを必要とするスポーツを通じて、少年たちと共に汗を流し絆を深めます。

学習支援



不登校などで遅れてしまった勉強や、これから受験を控えている少年たちの勉強をサポートします。

少年事件手続きの流れ(概要)



警察

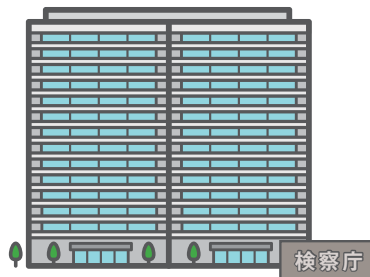
非行のある少年が判明したら、取調べ（逮捕する場合もあります。）や質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

特定少年（18・19歳の犯罪を犯した少年）は、検察庁に全事件を送ります。

14～17歳の少年で、法定刑が拘禁刑等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

14～17歳の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。



検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、家庭裁判所に事件を送ります。

児童相談所

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、家庭裁判所に事件を送ります。

児童福祉法上の措置を執って事件を終わらせることもあります。

家庭裁判所

送られてきた事件について、審判（大人の事件でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

保護処分（刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分）が必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、終了します。

= 審判不開始

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にすべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

= 逆送事件

児童自立支援施設への入所や里親への委託等

少年鑑別所

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、少年鑑別所収容の決定を行うことがあります（2週間～最大8週間）。

= 観護の措置

審判



検察庁

裁判所に公訴を提起するかどうかを決定します。ただし、逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

起訴

不起訴

裁判所

通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

保護処分

● 少年院送致

少年を施設に収容し、矯正教育その他の必要な処遇を行うことによって、改善更生及び円滑な社会復帰を図る必要があると認められた場合は、少年院に送ります。

① 第一種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容します。

② 第二種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容します。

③ 第三種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容します。

このほか、少年院において拘禁刑の執行を受ける者を収容する第四種少年院、特定少年のときに2年の保護観察処分を受けた者が、その遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認められる場合に、当該者を収容する第五種少年院があります。各少年院は、在院者の特性に応じた矯正教育課程に分かれています。

● 児童自立支援施設・児童養護施設送致（特定少年を除く。）

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設（非行を犯した児童等の支援施設）、児童養護施設（保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設）に入所させ、社会復帰を促します。

● 保護観察

保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導援護する保護観察の処分になります。

刑事処分

● 死刑

罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断すべきときは無期拘禁刑を科します。

● 無期拘禁刑

罪を犯した時18歳未満の者に対して無期拘禁刑をもって処断すべきときは、無期拘禁刑を科すか10年以上20年以下の有期拘禁刑を科すかを裁判所が選択します。

● 有期拘禁刑

有期拘禁刑をもって処断すべきときは、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します（特定少年を除く。）。この場合、短期は10年、長期は15年を超えることはできません。

● 罰金刑

ヤングテレホンコーナー

都道府県警察の少年相談窓口

☎ 非行や犯罪被害、家庭・学校での問題等少年に関するあらゆる相談を受け付けています。

北海道	少年相談110番 メール相談	0120-677-110 道警ホームページ内
青森	青森少年サポートセンター(新町センター) 少年サポートメール	0120-58-7867 youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp
岩手	ヤング・テレホン・コーナー メール相談	0800-000-7867 県警ホームページ内
宮城	少年相談電話 いじめ110番	022-222-4970 022-221-7867
秋田	やまびこ電話	018-824-1212
山形	ヤングテレホンコーナー メール相談	023-642-1777 県警ホームページ内
福島	ヤングテレホン いじめ110番	024-525-8060 0120-795-110
警視庁	ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970
茨城	少年相談コーナー 少年相談コーナー	029-231-0900 keishonen@pref.ibaraki.lg.jp
栃木	ヤングテレホン	0120-87-4152
群馬	少年相談電話 メール相談	027-289-6610 県警ホームページ内
埼玉	ヤングテレホンコーナー	048-861-1152
千葉	ヤング・テレホン	0120-783-497
神奈川	ユーステレホンコーナー	045-641-0045 または 0120-45-7867
新潟	新潟少年サポートセンター 長岡少年サポートセンター	025-285-4970 0258-36-4970
山梨	ヤングテレホンコーナー メール相談	0120-31-7867 県警ホームページ内
長野	ヤングテレホン メール相談	026-232-4970 県警ホームページ内
静岡	少年サポートセンター 少年相談専用電話	担当地区別に県下6回線 県警ホームページ内参照
富山	ヤングテレホンコーナー メール相談	0120-873-415 young110@gaea.ocn.ne.jp
石川	ヤングテレホン いじめ110番	0120-497-556 0120-61-7867
福井	ヤングテレホン	0120-783-214
岐阜	ヤングテレホンコーナー 少年相談	0120-783-800 県警ホームページ内
愛知	ヤングテレホン ヤングテレホンEメール相談	052-764-1611 県警ホームページ内
三重	少年相談110番	0120-41-7867
滋賀	大津少年サポートセンター 米原少年サポートセンター	077-521-5735 0749-52-0114
京都	ヤングテレホン	075-551-7500
大阪	グリーンライン	06-6944-7867

兵庫	ヤングトーク	0120-786-109
奈良	ヤング・いじめ110番 (少年サポートセンター)	0742-22-0110
和歌山	少年相談(警察本部代表) メール相談	073-423-0110 e8205001@pref.wakayama.lg.jp
鳥取	東部少年サポートセンター 西部少年サポートセンター	0857-22-1574 0859-31-1574
島根	ヤングテレホン/いじめ110番 みこびーヤングメール	0120-786-719 県警ホームページ内
岡山	ヤングテレホン・いじめ110番 ヤングメール	086-231-3741 youngmail@pref.okayama.jp
広島	ヤングテレホン広島 ヤングメール	082-228-3993 県警ホームページ内
山口	ヤングテレホン・やまぐち (警察本部代表)	083-933-0110
徳島	ヤングテレホン いじめホットライン	088-625-8900 088-623-7324
香川	少年相談専用電話(少年サポートセンター) 少年相談専用電話(中讃少年サポートセンター)	087-837-4970 0877-33-3015
愛媛	少年相談(警察本部代表)	089-934-0110
高知	ヤングテレホン	088-822-0809
福岡	少年サポートセンター 少年相談案内	担当地区別に県下5回線 県警ホームページ内
佐賀	ヤングテレホン	0120-29-7867
長崎	ヤングテレホン メール相談	0120-786-714 young786714@ezweb.ne.jp
熊本	肥後っ子テレホン メール相談	096-384-4976 higokko@police.pref.kumamoto.jp
大分	ヤングテレホン メール相談	097-532-3741 県警ホームページ内
宮崎	ヤングテレホン	0985-23-7867
鹿児島	ヤングテレホン ヤングメール	099-252-7867 kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp
沖縄	ヤングテレホン メール相談SOS	0120-276-556 県警ホームページ内

匿名通報ダイヤル

児童売春や児童虐待、薬物、特殊詐欺等に関する通報を受け付けています。

- 匿名通報フリーコール(月～金 10:00～17:00)
0120-924-839
- ウェブ匿名通報(24時間オンライン受付)
www.tokumei24.jp



きくまる

ぴったり相談窓口

あなたにぴったりの
相談窓口をサポート

